

住みよいまちづくりをめざして 有限責任中間法人 北海道町内会連合会のご紹介



全道の町内会・自治会が結集する唯一の組織、
ともに住みよい北海道づくりをめざしています

北海道町内会連合会は、道内の市区町村を単位とした連合町内会等を会員として構成されています。

現在、142の会員組織、110の準会員組織で構成され、世帯数にすると約166万世帯が加入し、町内会活動の活性化を図り、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざして事業を展開しています。

なお、保険業法の一部改正(平成18年4月1日施行)に伴い、北海道町内会連合会の一般事業と共済事業を従来どおり実施するため、平成18年3月16日に「有限責任中間法人北海道町内会連合会」を設立して、ご案内の「道町連共済」を含め、次のような事業を展開しています。

- ①ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
- ②ゴミの減量化と資源リサイクル全道運動
- ③災害に強いまちづくり事業
- ④全道・ブロック別町内会活動研究大会、町内会活動実践者研修会の開催
- ⑤広報紙「住みよいまちづくり通信」の発行
- ⑥町内会活動に関する調査の実施
- ⑦ホームページによる情報の収集・提供
- ⑧道町連共済事業
- ⑨顕彰事業



北海道町内会連合会への加盟のご案内

北海道町内会連合会への加盟は、市区町村を単位とした連合会組織あるいは、地区別連合会組織等が対象です。しかし、上記の連合会組織がない、あるいは、加盟の合意が得られない単位町内会・自治会は、「準会員」として北海道町内会連合会に加盟いただけます。

会員とは、市区町村を単位とした連合会、あるいは、地区連合会が対象です。

準会員とは、単位町内会・自治会が対象です。

上記の連合会がない、あるいは、加盟の合意が得られない単位町内会・自治会が「準会員」として北海道町内会連合会に加盟できます。

(準会員の会員権利)

- ①道町連共済への加入 ②広報紙の配付 ③研修会等の案内

会員・準会員の 年会費

◎年会費は ①均等割 と ②世帯割の合算額

◎世帯割の100円未満は切り捨て

会員 ①均等割 市区25,000円、町村15,000円
(※同一市区町村内で複数加盟の場合は分担)

②世帯割 1円 (加入世帯数×1円)

準会員 ①均等割 200世帯未満の町内会 3,000円
200世帯以上の町内会 5,000円

②世帯割 1円 (会員と同額)

あなたの所属する
組織の加盟状況は、下記
「北海道町内会連合会」まで
お問い合わせ下さい。



【お問合せ先】

有限責任中間法人 **北海道町内会連合会**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター(かでる2・7) 3階

TEL 011-241-3976 FAX 011-271-0459

事業内容・各種情報は、ホームページをご覧ください。ホームページ <http://www.d-choren.or.jp>

2007.2 発行

全道の町内会活動を支える

道町連共済のご案内



道町連共済とは

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『有限責任中間法人北海道町内会連合会』の会員相互の助けあいの事業です。町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートしました。

北海道町内会連合会に加盟する会員組織あるいは準会員組織に所属する町内会役員、町内会員の皆様が、ひとり年200円の掛金で「道町連共済」に加入いただけます。

「道町連共済」は、現在、全道114市区町村から116,384名(平成19年1月31日現在)の加入をいただき、元気で安全な町内会活動を支えています。(有限責任中間法人北海道町内会連合会については裏面でご紹介しています)

1. 加入は

加入は〔個人加入〕と〔役職加入〕の2通り

- 〔個人加入〕は、町内会の会員で町内会活動に参加される方が対象です。
- 〔役職加入〕は、町内会の役員をされている方が対象です。役職名で加入し、年度途中で他の方に役職を変わられても、「変更届」の提出でそのまま新しい方に継続できます。

※〔個人加入〕・〔役職加入〕ともに…

- 見舞金の内容は変わりありません。
- 加入申込み時に名簿が必要です。

- 加入者の代理活動中の事故に限り、同居する家族1名を代理として認めています。

●代理が認められる場合…

町内会活動では、回覧板や広報紙の配付等、家族の方々が代わって役割を果たすことが多いため、同居する家族のうち1名を代理として認めています。

(例)～班長として夫が加入者の場合～

- 夫に代わり、妻が町内会費の徴収中にケガをした場合は見舞金の対象となります。
- ×夫・妻・子どもの3人で町内会の夏祭りに参加し、子どもがケガをした場合は見舞金の対象となりません。

2. 掛金(会費)と共済期間

- 掛金は
ひとり年200円(年度途中の加入も同額)
- 共済期間は
4月1日から翌年3月31日までの1年間
(年度途中の加入も3月31日まで)

3. 効力の発生は

共済の効力は、単位町内会が加入者を取りまとめ、加入者名簿を添えて掛金を連合町内会(準会員の場合は本会事務局)に納入した翌日から発生します。

なお、4～5月の総会で役員改選する町内会が多いため、継続加入の町内会に限り、4月1日に遡って効力が発生する2ヶ月間の遡及期間を設けています。

※次の場合は、共済の効力が失われます

- 加入者が他市区町村に転居した場合
- 加入者が死亡した場合
- 掛金が未納の場合
- 役職加入した方がその役職を終えた場合

4. 見舞金は最高200万円

見舞金の種類	支給額	条件
死亡見舞金 A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合
死亡見舞金 B	10万円	死亡見舞金 A に該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給 事故発生後180日以内に生じた場合
傷害見舞金	入院	入院日額1日につき2,000円
	通院	通院日額1日につき1,300円
	軽傷事故	一律6,500円
※医師等の証明料	一事故5,000円を限度に実費支給	入院・通院日あわせて90日を限度に支給 通院した日が5日以内に治癒した事故。入院は除く。 治癒証明書(診断書)が不要 軽傷事故は証明が不要のため除く

※医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

5. このような見舞金が支給されています

(平成16・18年度の事例)

軽傷事故見舞金 一律 6,500円

76歳・男性

盆踊り大会の会場設営で、提灯を飾り付けるため脚立に上がって作業中、バランスを崩して転落。頭部を強打し、頭部裂傷により4日通院して治りました。

軽傷事故は、通院した日が5日以内(1~5日)に治癒した事故をいい、一律6,500円の見舞金が支給されます。(入院は除きます)

なお、軽傷事故見舞金の請求手続きは、治癒証明書(診断書)が不要です。受診を証明できる病院のレシート1枚を添付して下さい。

死亡見舞金A 200万円

80歳・男性(平成16年度)

台風18号による強風で、舞い上がったステーションのゴミを片づけ中、突風にあおられて転倒し、頭部を強打。病院へ運ばれたが、脳挫傷により約7時間後に死亡されました。

死亡見舞金Aは、町内会活動中の交通事故、不慮の事故による死亡に対して支給。

(事故発生日から180日以内に死亡の場合に限る)

死亡見舞金B 10万円

72歳・女性(平成16年度)

高齢者を対象にした「日帰り旅行」で、時間になっても来ない参加者を迎えに行く途中、急性心不全で倒れ、救急車で運ばれたが、1時間後に死亡されました。

死亡見舞金Bは「死亡見舞金Aに該当しない活動中の死亡」に対して支給。(発症後24時間以内に死亡の場合に限る)

傷害見舞金 98,700円

62歳・女性

副会長として、会計監査に出席。会館2階の会場に向かう途中、階段で躓き転倒。アキレス腱断裂により47日入院、その後、2日通院して治りました。

(見舞金の内訳)

- ・入院分 94,000円(47日×2,000円)
- ・通院分 2,600円(2日×1,300円)
- ・医師等証明料 2,100円

後遺障害見舞金 70万円(200万円×35%)

74歳・男性

班長として、町内会費徴収中に凍結路面で転倒。左大腿骨骨折により関節機能に著しい障害を残すため、35%の後遺障害見舞金が支給されました。なお、この方には、入院50日分の傷害見舞金105,000円が別途支給されています。

6. 対象となる活動は

町内会の事業計画に基づいた活動中に、生じた事故が対象となります。また、事業計画になくても町内会の運営上慣例(例・回覧板の配付)となっている事業も対象となります。

●具体的な事業・行事

- ・町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- ・総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- ・町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

●運営上慣例となる事業

広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等

●活動の往復途中について

活動を行うために、自宅を出てから活動を終えて帰宅するまでを対象とします。

町内会活動以外の私的な用事で移動経路を外れた場合は対象となりません。なお、自宅を出るとは自宅の敷地内を離れて公道に出た後、マンションなどの集合住宅は各世帯の玄関ドアを出た後のことをいいます。

●宿泊を伴う活動について

予定された行程・活動中の事故が対象。宿泊施設内での事故は移動・入浴等通常の宿泊行為のみが対象となり、活動以外の目的で移動経路を外れた場合や泥酔等当事者の私的・恣意的行為による事故は対象となりません。



町内会が協賛・後援している行事は？

町内会が主体的に責任をもってかかわる行事を町内会の行事として認めており、協賛・後援等名目だけのかかわりをもつ行事は認めていません。

町内会行事にかかる練習や準備中の事故は？

行事にかかる練習や準備が町内会管理下中の事故と証明されるときは対象となります。

単位町内会での加入の場合、連合会の行事での事故は？

連合町内会の事業や行事は、単位町内会の事業の一環として考え、対象となります。

7. 見舞金の対象とならない場合

次の場合は、見舞金の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①本人の故意、重大な過失で起こした事故
- ②町内会の事業計画にない活動中の事故
- ③自宅敷地内での事故

自宅での会議資料作成等、原則として、自宅内及び自宅敷地内で行われる活動は対象となりません。

- ④事故によらない疾病の場合（24時間以内の死亡は除く）

本共済は「不慮の事故」や「事故によるケガ」に対して見舞金を支給しています。町内会活動中に「脳梗塞」や「急性心不全」等の「疾病」で倒れて入院・通院されても傷害見舞金の対象となりません。但し、24時間以内に死亡された場合に限り、死亡見舞金Bの対象となります。

- ⑤医師等の指示によらない治療の場合

医師等の指示によらない治療とは、医療機関または整骨院以外の治療をいいます。医療機関の指示を受けていないマッサージ治療院、カイロプラクティックセンター、鍼灸院等での治療は対象となりません。

- ⑥事故発生日から180日を超えた場合

見舞金請求は、事故発生日から180日以内に請求して下さい。



8. 加入手続きと見舞金請求手続きの窓口は

会員 の場合は、連合町内会が窓口です

- ・加入手続き 単位町内会が加入者名簿を作成し、連合町内会にお申込み下さい。連合町内会は単位町内会の加入申込みをとりまとめ、北海道町内会連合会に加入手続きをして下さい。
- ・見舞金請求 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、連合町内会を通じて、北海道町内会連合会に請求して下さい。

準会員 の場合は、単位町内会が窓口です

- ・加入手続き 単位町内会が加入者名簿を作成し、北海道町内会連合会にお申込み下さい。
- ・見舞金請求 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、北海道町内会連合会に請求して下さい。

9. 見舞金請求の手続きは

●事故発生後の3つの確認

1. 被害者が道町連共済の会員（加入者）であること
代理の場合は、同居する家族で代理の活動中であることが条件
2. 町内会の事業計画に基づいた活動中の事故であること
3. 事故発生日から180日以内であること

●見舞金請求はいつするのか

1. 事故発生日から180日以内に請求を
 - ①治ゆ後、事故発生日から180日以内に請求して下さい。
 - ②治療中でも、事故発生日から180日経過した時点で請求して下さい。
 - ③治療中でも、入院・通院あわせの日数が90日の限度に達した時点で請求して下さい。
2. 一事故に対する見舞金申請は1回限り
同一事故の再度申請はできません。
3. 死亡の場合、後遺障害が生じた場合は、請求窓口となる会員・準会員組織を通じて本会に連絡を
 - ①活動中の事故により180日以内に死亡された場合、②活動中24時間以内に疾病で死亡された場合、③事故発生日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、北海道町内会連合会に連絡して下さい。

●見舞金の送金はいつか

見舞金は、年4回(6・9・12・3月)の共済審査委員会の審査で決定のうえ、送金します。
なお、※軽傷事故見舞金は、随時決定のうえ、スピーディな送金をしています。

見舞金請求に必要なもの…

- ・事故状況を記載した報告書
- ・「治ゆ証明書(診断書)」
- ・事業計画、行事の案内文書など

※軽傷事故見舞金〔通院した日が5日以内(1～5日)で治ゆした場合〕の請求手続きは、「治ゆ証明書(診断書)」が不要です。受診時のレシート1枚を添付して下さい。
「治ゆ証明書(診断書)」を添付されても、証明料はお支払できませんので、ご注意ください。